横浜市教育委員会 横浜市立矢向学校 校長 枝迫 大成

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。 さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日(月)以降についても、一斉臨時休 業を延長することとしました。

なお、生徒の学習や生活の様子を把握するために学校から電話連絡を行います。また、ご心配なことが ある場合は必要に応じて「教育相談」も行います。

5月11日(月)~5月31日(日) 臨時休業期間

- 上記休業期間中は、部活動も実施しません。
- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

2 生徒の心身の状態の把握について

○ 生徒の学習や生活の様子を把握するために、学級担任等が中心となって電話連絡を行います。 13日(水)1年生、14日(木)2年生、15日(金)3年生

【午前】 $(8:30\sim12:00)$ $1\sim3$ 組 【午後】 $(12:00\sim16:30)$ 4組 ~7 組

○ 生徒の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望され る場合は、学校へご連絡(電話045-581-4131)ください。

3 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行って きましたが、休業期間中も継続します。 t v k (テレビ神奈川) による学習動画の放 送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。 tvkによる 放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。



4 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

- (1) 健康面
- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を 指示され た場合も含む、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること
- (2) 生活面
- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に 相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること



5 6月1日(月)以降について

6月1日(月)以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会ホームページ、メール配信等で最新の情報をご確認ください。